「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則」の改正について

1 規則改正の趣旨

横浜市では、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、「整備促進路線」を指定し、狭あい道路の拡幅整備に関する協議や整備費用の助成を行うなど、狭あい道路の拡幅整備事業を進めています。

この度、災害時の避難や緊急車両の通行、救援活動の円滑化に向けて、道路状整備(段差のない整備)をより推進していくため、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則」 (以下「規則」という。)の改正を予定しています。

- ・狭あい道路とは、幅員4m未満の狭い道路です。このような道路は緊急時、災害時だけでなく、 日常生活にも支障をきたします。
- ・建築基準法(以下「法」という。)では、建築物の敷地は幅員4m以上の道路に接している必要があり、幅員4m未満の道路沿いの敷地で建て替えなどを行う際は、原則として道路の中心から2mの部分については道路とみなし、建築物(門・塀等を含む)を建築してはならないことが規定されています。

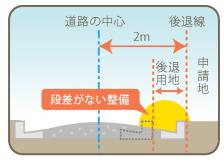
2 規則改正のポイント

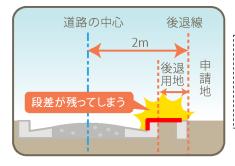
ポイント1: 道路状整備(段差のない整備)を誘導するため、補助金交付対象を見直します。

道路から塀や擁壁、樹木などが後退しても、道路状整備(②)がされず、段差が解消されていない複断面整備(⑥)が一定数あり、次のような課題があります。

- ・ 緊急車両や車いす等の通行に支障がある
- ・ 土地所有者等が自転車やプランターを置いてしまうケースが多い
- →そこで、道路状整備(@)を行った場合に、複断面整備と比較して補助金が手厚く受けられるよう、交付対象項目を見直します。
- @ 道路状整備

(b) 複断面整備





条例第5条においては、建築主等の責務として、道路状整備の努力規定が定められています。

ポイント2: 物価上昇への対応や電柱移設の促進のため、補助金単価を見直します。

- ・近年の資材や人件費の高騰を受けて、実勢に応じた補助額に見直す必要があります。
- ・道路の拡幅整備を行っても、電柱が移設されない場合は、実際に通行できる十分な幅員が 確保されないことがあります。
- ⇒そこで、公共工事単価や過去の実績等に合わせて補助金単価を見直します。

3 改正案の概要

改正する主な規定は以下の通りです。詳細は改正規則の条文案をご覧ください。

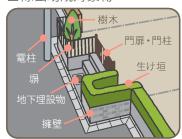
補助金交付対象及び補助金単価の新旧比較〔第15条、別表〕					
補助金交付对	「家及び補助金単価の)新旧	日比較 日第15条、別	表」 見直し箇 補助金交	
後退用地等の整備 段差がない整備					
	現行単価	П	(新)道路状整備単価	(新)複断面整備単価	法による 後退義務
舗装(側溝なし)	12,000円/㎡		13,000円/㎡		
側溝移設 (舗装含む)	55,000 円/m	R	71,000 円/m		
ます移設	162,000 円/件		202,000 円/件		
支障物の除去					
塀	3,000 円/㎡	7 [有
門柱	8,000円/本		4,000円/㎡	_	有
門扉	5,000円/組				有
樹木	13,000円/本	13,000円/本			
生け垣	2,000円/本	$\rfloor'[$	2,000円/本		
擁壁	11,000円/㎡ (上限 1,000,000円) (高さ 50cm 以上で運用)		21,000円/㎡ (上限 500,000円) (高さ1m超)	- (下法の場合のみ対象とする。 金額は左記と同じ。)	有 (上法)
支障物の移設(築造)					
塀	14,000円/m²		18,000円/m²	-	有
門柱	146,000 円/本	11			有
門扉	123,000 円/組		123,000 円/組	-	有
擁壁	65,000円/㎡ (上限3,000,000円/件) (高さ50cm以上で運用)		87,000円/㎡ (上限 3,500,000円/件) (高さ1m超)	- (下法の場合のみ対象とする。 金額は左記と同じ。)	有(上法)
支障物の除去又は移設					
給排水管	西 七弗田		要した費用 (上限 250,000 円/件)	-	有(地上部)
ガス管 電柱	要した費用 (上限 250,000 円/件)	要した費用		(和工即)	
电灯			(上限 900		
電柱移設奨励金(後退用地等を除いた敷地内に移設した場合)					
電柱移設	20,000円/本		100,0		

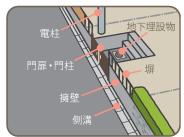
[※]補助金単価については、現在精査中のため変更する可能性があります。

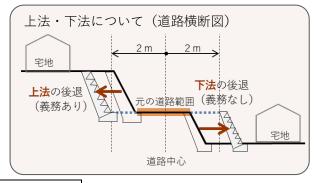
〔用語の説明〕

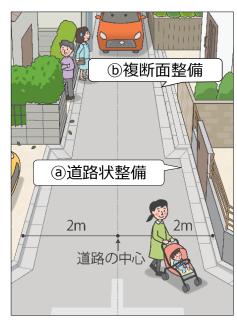
■除去助成対象物











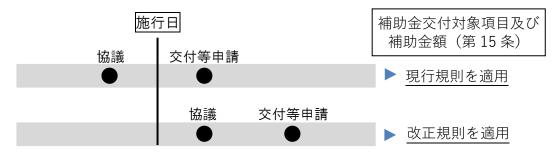
その他の改正内容

- ア 買取りを行う角地の要件を明確化〔第10条〕
- イ 道路状整備を PR するための表示板(後退済みプレート)設置対象の見直し〔第 17 条〕
- ウ 路線型整備の対象を明確化〔第23条〕
- エ 他の改正に伴う助成金交付申請手続きの変更、文言や条項ずれの修正等〔第 14 条、第 16 条、第 20 条〕

4 施行期日(附則)

施行日は令和6年9月1日を予定しています。

補助金交付対象項目及び補助金額(第15条)は、施行日以降に協議を行ったものに対して、改正後の規則が適用されます。



- ・協議:後退線の位置(後退用地の範囲)や整備支障物件の有無を確認する手続き【条例第9条】
- ・交付等申請:協議後に、補助金の交付を受けようとする際に必要な手続き【条例第 14 条】

5 その他規則改正に伴うお知らせ

規則改正に伴い各種様式を別途規定し、令和6年9月1日以降の各手続きから、新しい様式をご使用いただく予定です。

6 意見の提出について

意見の受付期間

令和6年3月1日(金)から令和6年4月1日(月)

意見の提出方法

意見提出書にご住所・お名前等を明記の上、次のいずれかの方法でお寄せください。

①電子メール:kc-kyoai@city.yokohama.jp

お手数ですが、メールの表題を【意見】としてください。

②FAX: 045-663-3255

③郵送又は持参(郵送の場合は当日消印有効)

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市 建築局 建築防災課 狭あい道路担当

ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 狭あい道路担当

電話:045-671-4544 ※電話によるご意見は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

(参考) 狭あい道路拡幅整備事業について

協議義務

建築基準法第42条第2項に規定する道路(2項道路)のうち、「整備促進路線」に指定されている道に接する土地で建築確認申請等の手続を行う際には、横浜市との協議が義務づけられています。

整備促進路線の調べ方

横浜市行政地図情報提供システム(まちづくり地図情報「マッピー」)(外部サイト)で確認できます。

横浜市行政地図情報提供システム



https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal

禁止事項

- ・助成を受けて拡幅整備を行った場所では、後退用地に支障物 (例:自動車、自動販売機等) を設置することや、後退用地の形状を変えることが禁止となります。
- ・これらに違反すると、市から指導・勧告を受ける場合があります。
- ・後退用地の形状を変更すると、市から工事費用の返還を請求される場合があります。

市による舗装工事

・舗装費用への助成のほか、市の舗装工事による道路状整備も行っています。

詳しくは事業の Web ページをご確認ください。

横浜市 狭あい

検索

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/kyoai/